

平成 13 年事業所・企業統計調査の概要

1 調査の目的

平成 13 年事業所・企業統計調査は、我が国のすべての事業所及び企業を対象として、事業の種類や従業者数等、事業所及び企業の基本的事項を調査し、行政施策のための基礎資料並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的として実施した。

2 調査の沿革

調査は統計法に基づく指定統計調査（指定統計第 2 号）として、「事業所統計調査」の名称で昭和 22 年に開始され、平成 8 年の調査から企業の実施把握を充実させたことに伴い、「事業所・企業統計調査」と名称を変更した。

調査は昭和 23 年調査から昭和 56 年調査までは 3 年ごと、昭和 56 年以降は 5 年ごとに実施している。なお、民営事業所を対象として平成元年及び平成 6 年に事業所名簿整備のための調査を実施しており、平成 8 年調査の際、この中間年の調査は事業所・企業統計調査の簡易調査と位置づけられた。平成 11 年調査は簡易調査として初めて実施され、これを含めて、平成 13 年調査は第 18 回目に当たる。

3 今回調査の特色

今回調査では、従来の調査項目に加えて、近年の企業活動の多角化、企業再編の活発化及び企業活動における情報化の進展等を踏まえ、企業グループの構造、企業の合併・分割の状況、電子商取引の状況等、企業関連項目の充実を図った。

4 調査日

平成 13 年 10 月 1 日

5 調査の対象

調査日現在、国内に所在するすべての事業所。ただし、次の事業所は調査対象外とした。

- (1) 日本標準産業分類（平成 5 年 10 月 4 日総務庁告示第 60 号）の「大分類 A - 農業」、「大分類 B - 林業」及び「大分類 C - 漁業」に属する個人経営の事業所
- (2) 同日本標準産業分類の「小分類 741 家事サービス業(住込みのもの)」、「同 742 家事サービス業(住込みでないもの)」及び「中分類 96 - 外国公務」に属する事業所
- (3) また、次の事業所は、調査技術上の観点から対象外とした。

ア 劇場、運動競技場、駅の改札口内などの有料施設のうち、産業小分類 767「公園、遊園地」以外の施設の中に設けられている事業所

イ 家事労働の傍ら、特に設備を持たないで賃仕事をしている個人の世帯

- (4) なお、次の事業所は、事業所・企業統計調査という事業所に含めていない。

ア 収入を得て働く従業者がいないもの

イ 休業中で、かつ従業者がいないもの

ウ 季節的に営業する事業所で、調査期日に従業者がいないもの

6 調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を営んでいる1区画の場所を1事業所とし、これを調査の単位とした。単一経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに1事業所とした。

なお、事業所としての取扱いに関し、次に掲げるものについては、特例を設けた。

(1) 建設業

作業の行われている工事現場、現場事業所などは、それらを直接管理している本社、支店、営業所、出張所などの事業所に含めて調査した。

また、自営の大工、左官、塗装工事・屋根工事・配管工事・電気工事などの業者については、工事現場では調査せず、それらの業者の事務所又は自宅で、その従業員も含めて調査した。

(2) 運輸業

鉄道、自動車、船舶、航空機などによる運輸業は、管理責任者のいる場所を事業所とした。

鉄道業については、駅、車掌区、車両工場などは、それぞれを1事業所とした。

ただし、駅長、区長などの管理責任者の置かれていない事業所は、管理責任者のいる事業所に含めて調査した。

(3) 学校

小学校、中学校などが併設されている場合は、それぞれを1事業所とした。

したがって、同一の学校法人に属する幾つかの学校、例えば、大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園などが同一構内にあるような場合、学校ごとにそれぞれ1事業所とした。

ただし、高等学校に併設されている定時制過程などは別の事業所とせず、その高等学校に含めて調査した。

(4) 国及び地方公共団体等の機関

国及び地方公共団体等の機関については、法令により独立の機関として設置されている機関を1経営主体とみなし、それぞれの場所ごとに1事業所とした。

ただし、一般行政事務、立法事務又は司法事務を行っている機関の中に、それ以外の現業的業務を行っている機関がある場合は、「課」又は「それに準ずる機関」を単位として、それぞれの場所ごとに別の事業所とした。

7 調査の方法

調査は甲調査と乙調査に分けて実施した。

(1)甲調査は民営事業所を対象とする全数調査で、総務大臣(統計局長) - 都道府県知事 - 市町村長 - 統計調査員(指導員) - 統計調査員(調査員)の流れにより、調査員が調査票甲を配布、収集する方法により調査した。

(2)乙調査は国及び地方公共団体の事業所を対象とする全数調査で、各府省等の長、地方公共団体の長を通じて調査票乙を配布、収集する方法により調査した。なお、独立行政法人は乙調査により実施した。

8 調査事項

(1)甲調査

【事業所に関する事項】

- ア 名称、電話番号、所在地、郵便番号
- イ 経営組織
- ウ 本所・支所の別
- エ 開設時期
- オ 従業者数
- カ 事業の種類・業態
- キ 形態

【会社企業に関する事項】

- ア 本所（本社・本店）の名称、電話番号、所在地、郵便番号
- イ 登記上の会社成立の年月
- ウ 資本金額及び外国資本比率
- エ 親会社・子会社・関連会社・関係会社の有無
- オ 親会社の名称、電話番号、所在地、郵便番号
- カ 支所（支社・支店）の数
- キ 会社全体の常用雇用者数
- ク 会社全体の主な事業の種類
- ケ 平成8年調査以降の会社の合併、分割、名称変更、本所所在地の移転状況
- コ 電子商取引の状況

(2)乙調査

- ア 名称、電話番号、所在地、郵便番号
- イ 従業者数
- ウ 事業の種類

用語の解説

1 事業所

事業所とは、経済活動の場所ごとの単位であって、原則として次の要件を備えているものをいう。

経済活動が、単一の経営主体のもとで一定の場所（一区画）を占めて行われていること。

物の生産、サービスの提供が、従業者と設備を有して、継続的に行われていること。

派遣・下請従業者のみの事業所

平成13年調査より、当該事業所に所属する従業者が1人もいなく、他の会社など別経営の事業所から派遣されている人のみで事業活動が行われている事業所も当該事業所としている。

2 経営組織

国及び地方公共団体等

国、都道府県、市区町村、特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区など）及び独立行政法人の事業所

民営

国及び地方公共団体等の事業所を除く事業所をいう。

個人経営

個人が事業を営んでいる場合をいう。法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含めた。

法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。

会社

株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、相互会社及び外国の会社をいう。

ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により日本にその事務所などを登記したものをいう。

なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社とはしない。

会社以外の法人

法人格を持っているもののうち、会社以外の法人をいう。

例えば、社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、事業協同組合、農（漁）業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、日本放送協会（NHK）、各種の公団・公庫・事業団などが含まれる。

法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいう。

例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれる。

3 事業所の産業分類

事業所の主な事業の種類（原則として過去1年間の販売額又は収入額の多いもの）により分類した。原則として、日本標準産業分類（平成5年10月総務庁告示第60号）によるが、一部の小分類項目については分割したものの小分類に含めて表章している。

4 従業者

従業者とは、調査日現在、当該事業所に所属して働いているすべての人をいう。したがって他の会社や下請先などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。また、当該事業所では働いている人であっても、他の会社や下請先などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者とした。

個人業主

個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営しているものをいう。

無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。

家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含める。

有給役員

有給役員とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、給与を受けている人をいう。

重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含める。

常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。

期間を定めずに雇用されている人若しくは1ヶ月を超える期間を定めて雇用されている人又は平成13年8月と9月にそれぞれ18日以上雇用されている人をいう。

正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人をいう。

正社員・正職員以外

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人をいう。

臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1ヶ月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

5 本所・支所の別

単独事業所

他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所（支社・支店）を持たない事業所。

本所（本社・本店）

他の場所に同一経営の支所・支社・支店などがあって、それらのすべてを統括している事業所。本所の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所としている。

支所（支社・支店）

他の場所にある本所（本社・本店）の統括を受けている事業所。上位の事業所の統括を受け一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所とする。

支社、支店のほか、営業所、出張所、工場、従業者のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれる。

6 開設時期

事業所が現在の場所で事業を始めた年をいう。

7 事業所の形態

事業所の外観から、次の7形態に区分している。

店舗・飲食店

小売店、飲食店、喫茶店、理髪店、パチンコ店など、一般に「店」といわれている事業所をいう。住宅と併用の店舗も含まれる。

事業所・営業所

人事、経理、企画などの事務を行っている一般に「事務所」といわれている事業所、あるいは製造会社の販売部門、保険会社の営業部門、銀行の支店など、主として営業活動を行っている「営業所」といわれている事業所をいう。

工場・作業所・鉱業所

外見や内容が作業などの現場工事を行っている事業所。一般に「工場」、「作業所」、「鉱業所」をいわれている事業所のほかに、造船所、修理場、選果場、荷造場、倉庫（自家用を除く。）鉄道の駅、発電所も含まれる。

輸送センター・配送センター・これらの倉庫

物品の集配などを行っている事業所及び物流のために用いている倉庫をいう。

自家用倉庫・自家用油槽所

自己製品、材料などを保管する自家用倉庫や自己の石油、ガソリンなどを貯蔵する自家用油槽所をいう。

外見上一般の住居と区別しにくい事業所

大工、家内工業など住宅を事業所としたもので、事業所を表示する看板などがなく、簡単に事業所であることを見分けることができない事業所。また、個人タクシー、行商など自宅を拠点としているものもここに含まれる。

その他

上記以外の事業所。学校、病院、寺社、旅館、浴場、駐車場などが含まれる。

8 会社企業

会社企業とは、経営組織が株式会社、有限会社、合名会社、合資会社及び相互会社で、本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業となる。

なお、本報告書で「企業」とは、この会社企業をいう。

9 企業産業分類

企業単位の産業分類で、支所を含めた企業全体の主な事業の種類（企業全体の過去1年間の総収入額又は総販売額の最も多いもの）により分類している。

10 資本金額

株式会社及び有限会社について資本金の額、合名会社及び合資会社について出資金の額、相互会社については基金の額をいう。

11 親会社・子会社・関係会社・関連会社

親会社

当該企業への出資比率が、50%を超える会社をいう。

子会社

当該企業の出資比率が、50%を超える会社をいう。

関係会社

当該企業への出資比率が、20%以上 50%以下の会社をいう。

関連会社

当該企業の出資比率が、20%以上 50%以下の会社をいう。

12 会社成立時期

商業（法人）登記簿謄本における会社成立の年月をいう。

13 電子商取引

電子商取引とは、インターネットやインターネット以外のコンピューターネットワークを利用した商取引をいう。

ただし、決済及び同一企業内の事業所間での商取引は、ここでいう電子商取引には含まれていない。

14 電子商取引の内容

受注

物品、サービスの販売、配送、製造などの注文を受けること。

発注

物品、サービスの購入、配送、製造などの注文を発すること。

配送等又はその手配

音楽、映像、メール新聞などのサービスの送信、物品の配送の手配をすること。

アフターサービス等その他

販売した物品、サービスのアフターサービスなど、上記の「受注」、「発注」、「配送等又はその手配」に該当しない電子商取引。

（利用上の注意）

- 1 この結果報告書は、本市において独自に集計したものであり、総務省統計局及び山形県から公表されるものと相違することもありますので、利用にあたってはご留意ください。
- 2 統計表中に掲げた数値は、単位未満の四捨五入などにより、内訳と総数が一致しない場合があります。
- 3 統計表中の符号は次のとおりです。
 - 「 - 」: 皆無又は該当のないもの
 - 「 ... 」: 不詳
 - 「 0 」: 単位未満
 - 「 」: 秘匿の保持上公表を控えたもの
 - 「 」: 近隣の「 」の数値を含めたもの
 - 「 」: 負数
- 4 この報告書に関するお問い合わせは下記のとおりです。

鶴岡市総務部情報統計課 TEL 0235-25-2111 内線 655・665